

証券コード4389
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目30番5号
プロパティデータバンク株式会社
代表取締役社長 武 野 貞 久

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.propertydbk.com/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4389/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プロパティデータバンク」又は「コード」に当社証券コード「4389」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力の上、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー 6階 浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ 大会議室A (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使のご案内	4頁記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法に基づき、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとされておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の項目につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

プロパティデータバンク株式会社 御中

株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 個

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 _____ XX 株

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

プロパティデータバンク株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

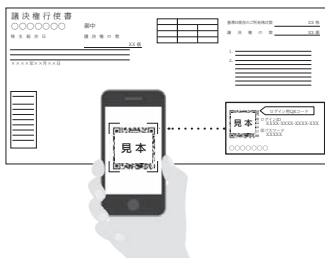
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する 事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**24円**といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**141,016,008円**となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	いた や とし まさ 板 谷 敏 正	代表取締役会長	再 任
2	たけ の さだ ひさ 武 野 貞 久	代表取締役社長	再 任
3	おお た たけし 大 田 武	常 務 取 締 役	再 任
4	ほり の うち は る よ 堀之内 はる代	取 締 役	再 任
5	くぼ た たつ し 窪 田 達 史	社 外 取 締 役	新任 社外

再 任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者



所有する当社の株式数

550,865株

在任年数

24年8カ月

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

1

いたや
板谷

としまさ
敏正

(1963年4月24日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年4月	清水建設株式会社入社	2025年3月	プロパティデータテクノス株式会社 取締役（現任）
2000年10月	当社設立 代表取締役社長		
2021年4月	株式会社丹青社 社外取締役（現任）		
2021年10月	プロパティデータサイエンス株式会社 取締役		
2022年4月	当社代表取締役会長（現任）		
2023年4月	早稲田大学大学院創造理工学研究科 客員教授（現任）		

【重要な兼職の状況】

株式会社丹青社 社外取締役
早稲田大学大学院創造理工学研究科 客員教授
プロパティデータテクノス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

2000年10月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社企業価値の向上に貢献しております。今後も同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数

108,681株

在任年数

18年

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

たけの さだひさ

武野

貞久

(1966年10月15日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 4 月	清水建設株式会社入社	2018年 6 月	当社専務取締役
2003年10月	当社入社	2020年 9 月	当社営業本部長
2005年 5 月	当社 S I 事業部長	2020年10月	当社クラウド事業本部管 掌、クラウド事業本部長
2007年 6 月	当社取締役	2021年 6 月	当社取締役副社長
2011年 6 月	当社常務取締役	2022年 4 月	当社代表取締役社長（現 任）
2014年 4 月	当社営業本部管掌、ソリュ ーション事業本部、プロパ イダー事業本部管掌	2022年10月	当社次世代戦略プロジェク ト担当（現任）
2015年 4 月	当社営業本部長	2025年 5 月	プロパティデータサイエン ス株式会社 取締役（現 任）

【重要な兼職の状況】

プロパティデータサイエンス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

2003年に入社して以来、当社全体の成長をけん引しております。取締役就任以来、当社の営業を統括する分野に特に尽力し、当社の企業価値向上に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



候補者番号

3

お お た たけし
大田 武

(1969年7月14日生)

再任

所有する当社の株式数

102,700株

在任年数

17年

取締役会出席状況

17/17回

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年 4 月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2021年10月	プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長（現任）
2006年10月	当社入社 企画管理部長		
2007年 6 月	当社執行役員	2022年 4 月	当社管理本部管掌
2008年 6 月	当社企画管理本部長	2022年 9 月	プロパティデータテクノス株式会社 監査役
2008年 6 月	当社取締役		当社管理本部管掌
2010年 4 月	当社プロバイダーマネジメント本部長	2022年10月	当社フロントティア事業推進担当（現任）
2011年 4 月	当社営業本部長		
2015年 4 月	当社経営企画部、業務管理部管掌	2023年 4 月	プロパティデータテクノス株式会社 取締役（現任）
2015年 9 月	当社法務・コンプライアンス部管掌	2023年 5 月	当社経理部長
			当社管理部門管掌（現任）
2019年 6 月	当社常務取締役（現任）		
2020年10月	当社企画管理本部管掌、企画管理本部長		

【重要な兼職の状況】

プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長
プロパティデータテクノス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

金融及び不動産投資に関する業務知識を有し、管理部門の責任者として事業戦略を推進しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
16,449株
在任年数
6年
取締役会出席状況
17/17回

候補者番号
4 堀之内 はる代 (1968年4月30日生) 再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1990年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2020年10月	当社クラウド事業本部副本部長、クラウド事業本部プロジェクト推進部、SaaS開発部担当
2003年10月	当社入社	2021年6月	当社クラウド事業本部長
2007年10月	当社営業ソリューション本部アセットソリューション部長	2022年4月	当社クラウド事業本部管掌（現任）
2011年4月	当社ソリューション事業本部ソリューション部長		プロパティデータテクノス株式会社 取締役
2013年4月	当社ソリューション事業本部部長	2022年10月	当社サービスデザイン戦略担当（現任）
2019年6月	当社取締役（現任）	2025年5月	リーボ株式会社 取締役（現任）
2019年6月	当社ソリューション事業本部管掌		

[重要な兼職の状況]

リーボ株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



所有する当社の株式数

一 株

社外取締役在任年数

一 年

取締役会出席状況

一 回

候補者番号

5

くぼ た
窪田

たつ し
達史

(1971年9月6日生)

新任

社 外

[略歴、当社における地位及び担当]

1994年4月	清水建設株式会社入社	2024年4月	同社グローバル事業本部
2009年4月	同社秘書室主査		国際支店主席マネージャー
2011年7月	同社経営管理部主査		(企画管理部)
2013年4月	同社コーポレート企画室主査 (産業政策渉外部)	2024年10月	同社グループ経営戦略室
			事業管理部長 (現任)
2016年8月	同社コーポレート企画室 産業政策渉外部 海外渉外グループ長		
	次世代リサーチセンター主査 (兼務)		
	技術戦略室 オープンイノベーション推進グループ主査 (兼務)		

[重要な兼職の状況]

清水建設株式会社 グループ経営戦略室 事業管理部長
清水総合開発株式会社 監査役
日本建設株式会社 社外取締役
株式会社幕張テクノガーデン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

窪田達史氏は、清水建設株式会社における経営管理部門での豊富な経験を有しており、当分野に関するマネジメント能力と戦略的視点は、当社の中長期的な事業展開において的確な意思決定に貢献できるものと考えております。
これらの経験と資質を活かし当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2025年3月31日時点のものであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれますが、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。
4. 取締役候補者窪田達史氏は社外取締役候補者であります。
5. 取締役候補者窪田達史氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去10年間にこれらに該当していたこともありません。
6. 取締役候補者窪田達史氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
7. 取締役候補者窪田達史氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 当社は窪田達史氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役山口弘信氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名				当社における地位	
やま	ぐち	ひろ	のぶ	取 締 役	
山	口	弘	信	(常勤監査等委員)	
				再 任	社 外

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者



やまぐち ひろのぶ
山口 弘信 (1959年11月24日生)

再任 社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年 4 月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	2013年10月	同社執行役員
		2016年 4 月	同社常務執行役員
2009年 7 月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 営業第十六部長	2022年 4 月	みずほリース株式会社参与
		2022年 6 月	エムエル・エステート株式会社監査役
2013年 4 月	興銀リース株式会社（現みずほリース株式会社） 業務部担当部長	2023年 6 月	当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口弘信氏は、株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）において、調査、営業業務管理を経験し、金融および業務管理において幅広い知見を有しております。加えてエムエル・エステート株式会社において監査役の経験も有しております。

これらを踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数

一株

社外取締役又は監査等委員

在任年数

2年

取締役会出席状況

17/17回

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山口弘信氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去10年間にこれらに該当していたこともありません。
4. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
5. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 当社は山口弘信氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれますが、被保険者は保険料を負担しておりません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は山口弘信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、地政学リスクや海外経済などマクロ的な不透明感が強まる状況ではありましたが、DXに対する日本企業の投資は引き続き旺盛であり、当社もその恩恵を享受することができました。特に、当社が主力とする不動産分野においては、デジタル化の進展が他業界と比較し相対的に遅れている事もあり、DXへのニーズは力強い状況が続いております。

当社グループの主力サービスである、不動産・施設の運用管理を支援するクラウドサービス「@property（アットプロパティ）」は、不動産投資運用会社（REIT、ファンド）、多数の不動産を所有する一般事業会社等のDXへのニーズを着実に捉え、順調に拡大しております。

足元では「@property」を発展的に拡大しBIM連携も可能な設備メンテナンスDX「@cmms」やワークプレイス運用DX「@iwms」などの新サービスを拡大し、さらには店舗管理DX「@commerce」、大幅なリニューアルを行ったドキュメント管理DX「@knowledge」等、サービスの多様化を進めております。当社では、これら一連のサービスを「PDB-Platform」と総称し、IaaSからSaaSまでの一気通貫のプラットフォームサービスをご提供しております。

グループ会社においては「不動産文書管理」、「データサイエンス」、「受託開発」などのサービスを展開しております。

当連結会計年度は、2023年3月期～2027年3月期中期経営計画の3年目にあたり、中長期の成長に向けた投資を行うだけでなく、利益成長も追求してまいりました。

<2023年3月期～2027年3月期中期経営計画 ハイライト>

- ・ PDBグループの形成を通じた提供機能の更なる拡充に加え、新たな領域に進出し不動産 WHOLE LIFE（※）をフルカバー
- ・ 2027年3月期 売上高75億円、営業利益17億円を目指す
- ・ 顧客の業務を根幹から支える「不動産DXプラットフォーム」へ

※ 不動産WHOLE LIFE：不動産資産の一生涯をあらわす。Whole Life Costという、LCC（Life Cycle Cost）に替わる新しい考え方で、企業等が保有する不動産資産の一生涯にかかる支出と収入の管理・評価を行い、資産の価値向上取組も併せて評価する国際的概念を参考にしたもの。

当連結会計年度は「原点継承×仕組革新」を経営コンセプトとし取り組んでまいりました。「原点継承」として当社の原点であるクラウドサービスの拡大を加速させてまいりました。また、「仕組革新」として、時代に合わせたサービスの変革を行ってまいりました。さらに、従来の「不動産オーナー」を中心とした展開から、製造業や小売業などの顧客層に拡大すべく、サービスの拡販に努めました。

その結果、当連結会計年度におきましては、「@property」の大型案件への取組が功を奏し、クラウドサービスの売上拡大を継続させる事が出来ました。他方で、「原点継承」のコンセプトに基づいたカスタマイズが不要な中小型案件の獲得も進展しております。また、「@property」以外のサービスへの引き合いが増加し、「@knowledge」や「@cmms」においても、複数顧客から売上を計上し、顧客層が拡大しました。連結子会社のプロパティデータサイエンス株式会社においては、データサイエンスサービスにおいて大型の案件の売上を計上しております。このように、当社グループの「PDB-Platform」サービスは幅広いお客様のニーズにお応えし、サービスのご提供範囲を拡大させております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,320,014千円（前期比803,552千円増、31.9%増）、営業利益は936,584千円（前期比502,313千円増、115.7%増）、経常利益は938,611千円（前期比501,311千円増、114.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は634,460千円（前期比336,181千円、112.7%増）となりました。

なお、当社グループは「@property」を国内中心に事業展開する事業セグメントを主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。区分別の売上高は以下のとおりです。

サービス別売上高

事業区分	第 24 期 (2024年3月期) (前連結会計年度)		第 25 期 (2025年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	構成比 (%)	金 額 (千 円)	増減率 (%)
プロパティデータバンク	2,286,404	90.9	2,868,263	86.4	581,859	25.4
クラウドサービス	1,650,871	65.6	1,797,651	54.1	146,780	8.9
ソリューションサービス	635,532	25.3	1,070,611	32.2	435,078	68.5
プロパティデータテクノス	215,687	8.6	231,800	7.0	16,113	7.5
プロパティデータサイエンス	17,750	0.7	27,435	0.8	9,685	54.6
新規サービス※	-	-	209,315	6.3	209,315	-
連結調整額	△3,380	△0.1	△16,800	△0.5	△13,420	397.0
合 計	2,516,461	100.0	3,320,014	100.0	803,552	31.9

※ 2024年3月29日に完全子会社化したリーボ株式会社の売上高は、新規サービスに含めております。

また、当社における「@cmms」、「@iwms」及び「@knowledge」のソリューションサービス部分の売上は、新規サービスに含めております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は335,498千円で、その主なものはクラウドサービスのためのソフトウェアです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2024年12月13日付で、株式会社AutoMagicの普通株式の34.29%を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2022年3月期)	第 23 期 (2023年3月期)	第 24 期 (2024年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	—	2,832,885	2,516,461	3,320,014
経常利益(千円)	—	823,255	437,299	938,611
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	626,490	298,278	634,460
1株当たり当期純利益(円)	—	108.06	51.32	108.20
総資産(千円)	—	3,969,406	3,895,642	4,836,801
純資産(千円)	—	3,059,630	3,297,580	3,849,086
1株当たり純資産額(円)	—	525.50	564.13	655.09

(注) 1. 第23期より連結計算書類を作成しておりますので、第22期以前の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2022年3月期)	第 23 期 (2023年3月期)	第 24 期 (2024年3月期)	第 25 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	2,249,603	2,665,081	2,286,404	2,873,063
経常利益(千円)	652,291	835,456	444,820	955,586
当期純利益(千円)	448,883	576,398	309,530	662,561
1株当たり当期純利益(円)	77.52	99.42	53.25	112.99
総資産(千円)	3,192,362	3,797,516	3,729,266	4,681,901
純資産(千円)	2,497,513	3,000,321	3,260,813	3,848,095
1株当たり純資産額(円)	431.14	517.25	557.84	654.92

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プロパティデータテクノス株式会社	10 百万円	100%	情報処理サービス（REIT向け 文書管理システム）の提供な らびに関連する業務
プロパティデータサイエンス株式会社	67.5 百万円	100%	データサイエンスおよびAI技 術を利用したコンサルティング とクラウドサービスの提供 ならびに関連する業務
リーボ株式会社	3 百万円	100%	Webアプリケーション・モバ イルアプリケーションの受託 開発

(注) 2024年8月2日付で、プロパティデータサイエンス株式会社は、増資（資本金増加額2,750万円）いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

① 案件営業力及び執行力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状及び問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業担当の力量の例として、REIT・ファンド市場における最新の不動産投資業務への精通、一般事業会社等における多様化する企業不動産（CRE）戦略への理解、労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業担当が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業担当を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に消化し、売上計上するための執行力が必要と考えております。現在、ソリューション案件に係る人材は、最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生しておりませんが、案件は増加傾向にあり、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

② 当社サービスの競争力の維持・向上の為の開発力の強化、及びサービスラインナップの強化

当社グループは、REIT・ファンド市場及び一般事業会社等における業界標準システムとしての地位を確立するため、費用対効果を見極めながら開発投資を行っております。また、AI等の先端技術の導入も含めたサービスラインナップの充実に努め、「@property」及びその他サービスの競争力の維持・向上を図ってまいります。

③ ガバナンス体制の維持・向上

当社グループは、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、ISMS・QMS委員会等の活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④ 人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠であります。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業を更に拡大できる組織体制の強化に取り組めます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区 分	内 容
ク ラ ウ ド サ ー ビ ス	・不動産・施設の運用管理に関するクラウドサービス事業 ・不動産・施設の運用管理に関する情報管理・分析業務
ソ リ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス	・クラウドサービスに関するシステムインテグレータ業務
そ の 他	・情報処理サービス（REIT向け文書管理システム）の提供ならびに関連する業務 ・データサイエンスおよびAI技術を利用したコンサルティングとクラウドサービスの提供ならびに関連する業務 ・Web アプリケーション・モバイルアプリケーションの受託開発

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区浜松町一丁目30番5号
-----	------------------

② 子会社

プロパティデータテクノス株式会社	本社（東京都港区）
プロパティデータサイエンス株式会社	本社（東京都港区）
リーボ株式会社	本社（東京都港区）

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
82（1）名	5名増（3名減）

- （注） 1. 従業員数は就業人員（従業員兼務役員を含む。当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用社員数（パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは「@property」を国内中心に事業展開する事業セグメントを主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48（1）名	1名増（1名減）	43.5歳	5.6年

- （注）従業員数は就業人員（従業員兼務役員を含む。当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用社員数（パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 株式の状況（2025年3月31日現在） |

- (1) 発行可能株式総数 17,976,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,932,500株
- (3) 株主数 1,137名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	1,411,200株	24.02%
株式会社 ケン・コーポレーション	735,000	12.51
板谷 敏正	550,865	9.38
光通信株式会社	440,300	7.49
高橋 秀樹	380,100	6.47
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY C L I E N T S A C C O U N T	311,800	5.31
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	235,600	4.01
株式会社 U H Partners 2	219,400	3.73
寺田 英司	150,500	2.56
THE BANK OF NEW YORK 133595	115,000	1.96

- (注) 1. 持株比率は自己株式（56,833株）を控除して計算しております。
2. 2023年8月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブイアイエス・アドバイザーズ・エルピー（VIS Advisors,LP）が2023年8月10日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主（上位10名）の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。
- 大量保有者 VIS Advisors,LP
 - 住所 New York, NY 10022 U.S.A.488 Madison Avenue 21st floor
 - 保有株券等の数 489,000株
 - 株券等保有割合 8.24%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	28,970株	4名
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5)取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3 | 新株予約権等の状況 |

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	板 谷 敏 正	株式会社丹青社 社外取締役 早稲田大学大学院創造理工学研究科 客員教授 プロパティデータサイエンス株式会社 取締役 プロパティデータテクノス株式会社 取締役
代 表 取 締 役 社 長	武 野 貞 久	次世代戦略プロジェクト担当
常 務 取 締 役	大 田 武	フロンティア事業推進担当、管理部門管掌、管理部長 プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長 プロパティデータテクノス株式会社 取締役
取 締 役	堀之内 はる代	サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌、クラウド事業本部長
取 締 役 (社 外 取 締 役)	星 野 道 人	
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	山 口 弘 信	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鎗 木 耕 三	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 田 島 芳	協栄IT&ビジネスサービス株式会社 代表取締役副社長

- (注) 1. 取締役星野道人氏、山口弘信氏、鎗木耕三氏及び小田島芳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役山口弘信氏は、金融機関において、調査、営業業務管理を経験し、金融および業務管理において幅広い知見を有しております。取締役鎗木耕三氏は、金融機関の財務部門に在籍し、財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する幅広い見識を有しております。取締役小田島芳氏は、経営管理やIT分野に関する豊富な経験と見識を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役山口弘信、鎗木耕三氏及び小田島芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
大田 武	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部門管掌（※） 経理部長委嘱	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部門管掌（※）	2024年4月1日
堀之内 はる代	取締役 サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	取締役 サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌	2024年4月1日
大田 武	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部門管掌（※）	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部門管掌（※） 管理部長委嘱	2024年7月1日
堀之内 はる代	取締役 サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌	取締役 サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	2024年12月1日

※管理部門とは、管理部、企画部及び経理部の3部の総称です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役星野道人氏、山口弘信氏、鎗木耕三氏及び小田島芳氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む）全員であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違

法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	162,068 (4,500)	99,000 (4,500)	15,776 (-)	47,292 (-)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,350 (22,350)	22,350 (22,350)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	184,418 (26,850)	121,350 (26,850)	15,776 (-)	47,292 (-)	8 (4)

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、経常利益の状況により支給額を決定しております。（役位に応じて定められた基準額の0～100%の範囲で変動）

経常利益を指標として選択した理由は、営業活動や事業全体の成果を表していることから取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

前連結会計年度の経常利益は、以下のとおりです。

2024年3月期 経常利益 実績：437,299千円

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑥役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。

また、2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、従来の取締役の金銭報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内、割当てる譲渡制限付株式の総数は年34,000株以内と設定しました。2023年6月22日開催の第23期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額100,000千円、割当てる譲渡制限付株式の総数は年51,000株以内と決議し、同時に付与対象となる対象取締役につきまして、従来の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」から「取締役（社外取締役を除く。）」に変更いたしております。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第23期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において役員報酬制度を制定しており、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、当該決定方針を反映した規程及び役員報酬制度に基づき決定することで恣意性を排除しております。また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等を取締役会が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬ポリシー

当社は、報酬に関する考え方を共有し、経営戦略と一貫した報酬制度の導入を目的とし、以下の役員報酬ポリシーを策定しております。

役員報酬ポリシー

- ・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とすること
- ・短期業績のみならず、中長期業績との連動にも配慮したものであること
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系であること

ロ. 報酬構成

取締役（監査等委員を除く）の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬、中長期の株価向上への動機づけとリテンションを目的に一定期間の在籍を条件に支給する譲渡制限付株式報酬で構成しております。

a. 基本報酬

同輩企業(同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の役員の基本報酬水準等を参考に、各役員の役位に応じて決定しております。

b. 業績連動報酬

4. (5)取締役の報酬等 ③業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。

c. 譲渡制限付株式報酬

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、割当てる譲渡制限付

株式の総数は年34,000株以内と決議いただいております。

さらに同様に、上記金銭報酬とは別枠で、2023年6月22日開催の第23期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額100,000千円、割当てる譲渡制限付株式の総数は年51,000株以内と決議いただいております。

役位に応じた種類別報酬割合は下表のとおりです。

役 位	役員報酬の構成比（注） 1			合 計
	基本報酬 （注） 2	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
代表取締役会長	49.6%（注） 2	19.7%	30.7%	100.0%
代表取締役社長	48.1%（注） 2	20.4%	31.5%	
取締役副社長	—	—	—	
専務取締役	—	—	—	
常務取締役	49.6%	21.1%	29.3%	
取締役（社外取締役を除く）（注） 3	52.9%	18.4%	28.7%	
社外取締役（注） 4	100.0%	—	—	

（注） 1. 業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり、当社の業績の変動等に応じて上記割合も変動します。

2. 代表権の有無に応じて別途支給される定額の報酬が組み込まれております。

3. 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成しております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小田島労氏は、協栄IT&ビジネスサービス株式会社の代表取締役副社長であります。協栄IT&ビジネスサービス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 星野 道人	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 社外取締役の立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、総合不動産会社役員として経営に携わった経験から経営管理や不動産管理における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（常勤監査等委員） 山口 弘信	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、常勤監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しました。独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、金融機関役員として経営、監査に携わった経験から業務管理や監査業務に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 鍋木 耕三	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、常勤監査等委員として3回、監査等委員として14回、合計17回全てに出席しました。また、監査等委員会15回のうち、常勤監査等委員として4回、監査等委員として11回、合計15回全てに出席しました。独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、金融機関役員として経営に携わった経験から経営全般並びに財務及び会計に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 小田島 労	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会15回のうち14回に出席しました。独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、ITコンサルティング企業役員として経営に携わった経験から経営管理やIT分野における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,520千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,520千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 | 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 |

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- ・取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。
- ・全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。
- ・法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。
- ・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、「反社会的勢力排除規程」を制定し、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。

- ・不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。

- ・企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
- ・個人情報をはじめとする情報セキュリティに関するリスクについては、ISMS・QMS委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
- ・財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。
- ・製品・サービスの品質に関するリスクについては、ISMS・QMS委員会にて、品質マネジメント体制を推進します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。
- ・その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
- ・取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・管理部内に子会社統括担当を設置します。また「関係会社管理規程」に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保します。
- ・当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努めます。
- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決めます。
- ・子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、グループ全体のリスクを管理します。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューします。
- ・連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施します。
- ・各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会

社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努めます。

- ・コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努めます。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象とします。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ・内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
- ・取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
- ・取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報対象が取締役の場合、従業員が監査等委員会に直接通報できるものとし、当該通報を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。

- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等
- ・子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができます。
 - ・コンプライアンス担当部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査等委員会に対して報告します。
 - ・上記により監査等委員会に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止し、十分周知します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - ・監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、その費用を負担します。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
 - ・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、ISMS・QMS委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
 - ・監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
 - ・内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。
- ⑫ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を実践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス意識の向上のために新入社員には「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等の説明を行い周知徹底しております。また、全社ではコンプライアンス委員会主催の勉強会や同委員会による法令調査等で社内に周知徹底し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
 - ・「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。
 - ・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を内部監査室において評価・検証しております。
 - ・反社会的勢力に対する対応としては、不当要求防止責任者講習の受講のほか反社会的勢力来訪時を想定した訓練を実施し、対応体制の強化を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当期に開催された株主総会・取締役会の議事録は、添付資料とともに法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い紙及び電磁的媒体に記録して適切に保管・管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・年1回定期的に取り締役会で事業内容に関するリスク評価を実施し顕在化する可能性、顕在化した場合の影響、リスクへの対応策などを協議し、決議しております。
毎月の取締役会において各担当取締役より事業に関する詳細報告がなされ、取締役の間で問題・課題等を共有し、その対応策を議論しております。
 - ・事業継続委員会、コンプライアンス委員会、ISMS・QMS委員会及び内部統制委員会の継続的な活動により、リスクの予防・発見・是正処置を行っております。
委員会活動をより有効かつ効率的に運営可能な体制とするため、「内部統制システムの基本方針」の委員会に関する項目について変更を予定しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定・承認し、達成すべき目標を明確化しております。
 - ・経営に関わる重要事項につき適切な意思決定を行うため、毎月の取締役会の前に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で、協議の機会を設定し、意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社に取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保するとともに、当社の業務執行取締役および子会社の代表取締役で構成されるグループ会議を実施し、より具体的な運営を進めてまいります。また、子会社統括担当は、管理部内で定め、子会社の経営管理及び経営指導を実施する体制を整備しております。
 - ・子会社の業務についても内部監査室の内部監査対象とし、より具体的な運営を進めていきます。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の求めに応じ、内部監査室の従業員が補助しております。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行っております。
- 常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月1回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行い、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。
- ・取締役及び従業員は、監査等委員会が定期的に実施する業務及び財産の調査の際のほか、適宜行われている事業に関する報告の求めに対し、迅速かつ適切に対応しております。
 - ・当社は、監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
- 通報者の匿名性を確保し、経営上のリスクに係る情報を把握する機会を拡充するため、内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。

- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等
- ・当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。子会社の取締役、監査役が通報対象の場合、その子会社の従業員が、当社の監査等委員会に直接通報することができるよう周知しております。
 - ・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- ・通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査等委員会の監査計画に応じて予算化されております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月1回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行っており、必要に応じその内容を監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
 - ・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、ISMS・QMS委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行っております。
 - ・監査等委員会は会計監査人より監査計画の説明を受けております。また監査等委員会は、会計監査後に監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。
 - ・監査等委員会は内部監査室とも連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けております。また常勤の監査等委員は、必要に応じ内部監査室の監査ヒアリングに立ち会っております。
- ⑫ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、内部統制委員会を組織し、全社レベル及び業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用をするとともに、内部監査室による定期的な評価を通して継続的な業務改善を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、1株当たり24円00銭の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	3,258,092
現金及び預金	2,669,966
売 掛 金	429,807
契 約 資 産	60,790
仕 掛 品	3,394
貯 蔵 品	3,398
前 払 費 用	77,920
そ の 他	13,422
貸 倒 引 当 金	△608
固 定 資 産	1,578,708
有 形 固 定 資 産	200,783
建 物 及 び 構 築 物	49,345
工具、器具及び備品	37,970
土 地	72,501
リ ー ス 資 産	176
建 設 仮 勘 定	40,790
無 形 固 定 資 産	796,438
の れ ん	143,743
ソ フ ト ウ エ ア	593,867
ソフトウェア仮勘定	57,713
そ の 他	1,114
投 資 そ の 他 の 資 産	581,485
投 資 有 価 証 券	29,751
繰 延 税 金 資 産	193,019
保 険 積 立 金	235,344
そ の 他	123,369
資 産 合 計	4,836,801

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	856,353
買 掛 金	76,959
リ ー ス 債 務	204
未 払 金	139,335
未 払 法 人 税 等	311,785
未 払 消 費 税 等	103,452
前 受 金	142,119
賞 与 引 当 金	57,071
そ の 他	25,425
固 定 負 債	131,360
退職給付に係る負債	89,734
そ の 他	41,626
負 債 合 計	987,714
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	3,849,086
資 本 金	332,715
資 本 剰 余 金	340,751
利 益 剰 余 金	3,224,242
自 己 株 式	△48,622
純 資 産 合 計	3,849,086
負 債 純 資 産 合 計	4,836,801

連結損益計算書(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額										
売上高 売上原価 売上総利 販売費及 一般管理 営業外 受取利 受取配当 保険配当 その他 営業外 支払利 固定資産 除却損 保険解約 株式報酬 費用削減 持分法に よる投資 損失 その他 経常利 益 投資有価 証券売却 益 税金等調 整前当期 純利益 法人税、 住民税及 び事業税 法人税等 調整額 当期純利 益 親会社株 主に帰属 する当期 純利益	上	原	利	費	益	3,320,014									
	上	総	利	益	益	1,339,295									
	上	総	利	益	益	1,980,719									
	費	及	一	般	管	理	費	1,044,134							
	業	外	収	益	益	936,584									
	受	取	利	息	1,155										
	受	取	配	当	金	1,261									
	保	險	配	当	金	1,194									
	そ	の	他	他	883	4,494									
	業	外	費	用											
	支	払	利	息	58										
	固	定	資	産	除	却	損	123							
	保	險	解	約	損	865									
	株	式	報	酬	費	用	消	滅	損	269					
	持	分	法	に	よ	る	投	資	損	1,000					
そ	の	他	他	149	2,468										
経	常	利	益	益		938,611									
特	別	利	益	益											
投	資	有	価	証	券	売	却	益	14,100	14,100					
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	952,712				
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	350,335			
法	人	税	等	調	整	額					△32,083	318,251			
当	期	純	利	益	益						634,460	634,460			
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	634,460

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	332,715	325,080	2,706,690	△74,580	3,289,905
当期変動額					
剰余金の配当			△116,908		△116,908
親会社株主に帰属する 当期純利益			634,460		634,460
自己株式の取得				△57	△57
譲渡制限付株式報酬		15,670		26,015	41,686
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	15,670	517,552	25,958	559,181
当期末残高	332,715	340,751	3,224,242	△48,622	3,849,086

	その他の包括利益 累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	7,675	7,675	3,297,580
当期変動額			
剰余金の配当			△116,908
親会社株主に帰属する 当期純利益			634,460
自己株式の取得			△57
譲渡制限付株式報酬			41,686
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,675	△7,675	△7,675
当期変動額合計	△7,675	△7,675	551,505
当期末残高	－	－	3,849,086

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	2,892,565
現金及び預金	2,374,556
売 掛 金	364,772
契 約 資 産	60,790
仕 掛 品	3,394
貯 蔵 品	2,888
前 払 費 用	69,892
そ の 他	16,469
貸 倒 引 当 金	△199
固 定 資 産	1,789,336
有 形 固 定 資 産	98,157
建 物 附 属 設 備	21,484
工 具、器 具 及 び 備 品	35,706
リ ー ス 資 産	176
建 設 仮 勘 定	40,790
無 形 固 定 資 産	651,846
商 標 権	1,114
ソ フ ト ウ エ ア	593,017
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	57,713
投 資 そ の 他 の 資 産	1,039,332
投 資 有 価 証 券	10,747
関 係 会 社 株 式	577,058
繰 延 税 金 資 産	163,888
保 険 積 立 金	170,384
そ の 他	117,253
資 産 合 計	4,681,901

(単位：千円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	707,227
買 掛 金	64,590
リ ー ス 債 務	204
未 払 金	40,838
未 払 法 人 税 等	289,704
未 払 消 費 税 等	94,340
前 受 金	142,080
賞 与 引 当 金	52,517
そ の 他	22,950
固 定 負 債	126,578
退 職 給 付 引 当 金	86,909
そ の 他	39,669
負 債 合 計	833,806
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	3,848,095
資 本 金	332,715
資 本 剰 余 金	347,828
資 本 準 備 金	277,715
そ の 他 資 本 剰 余 金	70,112
利 益 剰 余 金	3,216,173
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,216,173
繰 越 利 益 剰 余 金	3,216,173
自 己 株 式	△48,622
純 資 産 合 計	3,848,095
負 債 純 資 産 合 計	4,681,901

招 集 と 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

損益計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上	上			高		2,873,063
売上	上	原		価		1,097,962
売上	上	総	利	益		1,775,101
販売費	及	び	一	般		822,139
営業	業		利	管		952,962
営業	業	外	収	益		
受取			利	息		
受取		配	当	金		
保険		配	当	金	1,081	
その他		の		他	1,020	
営業					1,194	
営業					695	3,990
営業		外	費	用		
支払			利	息		
固定	資	産	除	却		
保険		解	約	損		
株式	報	酬	費	用	58	
その他		の		消	123	
				減	865	
				他	269	
					48	1,367
経常			利	益		955,586
税引	前	当	期	純		955,586
法人	税	、	住	民		
法人	税	等	調	整		
当期		純	利	益	323,557	
					△30,532	293,024
						662,561

株主資本等変動計算書(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金			
					繰 越 利 益 剰 余 金	合 計			
当 期 首 残 高	332,715	277,715	54,441	332,157	2,670,520	2,670,520	△74,580	3,260,813	3,260,813
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△116,908	△116,908		△116,908	△116,908
自己株式の取得							△57	△57	△57
譲渡制限付株式報酬			15,670	15,670			26,015	41,686	41,686
当 期 純 利 益					662,561	662,561		662,561	662,561
当 期 変 動 額 合 計	－	－	15,670	15,670	545,653	545,653	25,958	587,282	587,282
当 期 末 残 高	332,715	277,715	70,112	347,828	3,216,173	3,216,173	△48,622	3,848,095	3,848,095

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

プロパティデータバンク株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤部	直彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田島	哲平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロパティデータバンク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計

の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤部	直彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田島	哲平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につきましては、子会社取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月19日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

プロパティデータバンク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山口 弘 信 ㊞

監査等委員 鎚木 耕 三 ㊞

監査等委員 小田島 芳 ㊞

(注) 常勤監査等委員山口弘信、監査等委員鎚木耕三及び監査等委員小田島芳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 6階
浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ
大会議室A
連絡先 03-5777-3468 (当社代表電話)

交通

- J R山手線・京浜東北線／東京モノレール
浜松町駅 北口より 徒歩約2分
- 都営浅草線・大江戸線
大門駅 B5出口より 直結



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。